前金	部分払
有	一 回

令和７年度営財管第７号

旧社会福祉センター解体工事

工事場所	津市　　丸之内　　地内
工　　期	契約締結日から起算して２１１日間
工事概要	解体 旧社会福祉センター 鉄筋コンクリート造 地上４階、屋上２階、地下１階建 延面積１，７０２㎡ 外構 ※上記に係る解体工事　一式

部長	部次長	参事	営繕課長	建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

津市建設部営繕課

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
解体	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体	1	式		
計				

解体				
名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
建物解体	1	式		
外構その他解体	1	式		
設備撤去	1	式		
発生材処分	1	式		
構内整備	1	式		
計				

解体

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
建物解体		1	式		
計					
外構その他解体		1	式		
計					
設備撤去	電気設備撤去	1	式		
設備撤去	機械設備撤去	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					
構内整備		1	式		
計					

解体	直接仮設					
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
内部足場		1	式			別紙 00-0002
垂直養生		1	式			別紙 00-0003
計						

解体	建物解体					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
＜事務所解体＞						
建物上屋解体	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 集積共	860	m3			
建物基礎解体	敷均し、集積共	81.4	m3			
内部造作材撤去	建具撤去、造作棚等撤去、 昇降機撤去、集積共	1,702	㎡			
ｺﾝｸﾘｰﾄ土間解体		64.9	m3			
土間切断	ｺﾝｸﾘｰﾄｯｶｯﾀｰ　300m程度	1	式			
ｶﾞﾗｽ撤去	集積共	425	㎡			
鋼矢板山留め壁	低振動工法（圧入・引抜工法）	48.6	㎡			
地下底部ｺｱ抜き	φ100	6	か所			
石綿含有成形板 撤去	天井材 外壁　大波ｽﾚｰﾄ 集積共	82.4	㎡			
石綿含有成形板 撤去	床材 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材 集積共	29.6	㎡			
石綿含有成形板 撤去	天井材 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材 集積共	459	㎡			
石綿含有天井吹付 材除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　ﾚﾍﾞﾙ1仕様 撤去面積　57.1㎡程度 集積共	1	式			
石綿含有煙突保温 材除去	超高圧ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ工法 撤去長さ25.1m程度 ﾌﾟﾗﾝﾄ及び水処理費用、準備費、撤 去費、消耗品費共	1	式			
石綿含有外壁仕上 塗材除去	集じん装置付き超高圧水洗工法（10 0MPa以上）・湿式集じん装置付きﾃﾞ ｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法併用 撤去面積 909m2程度 養生、安全衛生設備、撤去、安 全管理、廃材・排水分別共 外構門塀吹付ﾀｲﾙ含む	1	式			
石綿含有配管ｴﾙﾎﾞ 等撤去	110箇所程度	1	式			
石綿含有ﾀﾞｸﾄﾊﾟｯｷ ﾝ撤去	50箇所程度	1	式			

解体		建物解体				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
石綿含有煙道保温材撤去	5箇所程度	1	式			
埋戻し(A種)	- 山砂の類	236	m3			
計						

解体	外構その他解体					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
＜外構その他解体＞						
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去	ｱｽｺﾝt50　砕石共 集積共	296	㎡			
埋戻し(A種)	-　山砂の類	148	m3			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	集積共	0.7	m3			
RC花壇　肥土共撤去	圧砕機 ﾌﾟﾗﾝﾀｰ共	2.4	m3			
ｽﾃﾝﾚｽﾊﾞﾘｶｰ撤去	上下式	8	か所			
枝払い	集積共	1	式			
竹林及び花壇植栽撤去	伐採伐根	17.2	㎡			
低木撤去	伐採伐根 0.6m未満	2	本			
中木撤去	伐採伐根 0.6m以上～3.0m未満	2	本			
RC塀　基礎共撤去	圧砕機 館銘板共	4.7	m3			
ｶｯﾀｰ入れ	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 厚さ20～30㎜	130	m			
ｺﾝｸﾘｰﾄ平板撤去		25.7	㎡			
ﾌｪﾝｽ撤去	門扉共 集積共	1	式			別紙 00-0004
設備基礎撤去	圧砕機 発電設備、受水槽、引込ﾎﾟｰﾙ、屋外水銀灯	8.1	m3			
＜駐輪場解体＞						
建物上屋解体	鉄骨造 集積共	16	㎡			
建物基礎解体	敷均し、集積共	0.3	m3			
石綿含有成形板撤去	ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材 集積共	24.6	㎡			
埋戻し(A種)	-　山砂の類	0.3	m3			

解体	外構その他解体					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
＜浄化槽解体＞						
鋼矢板山留め壁	低振動工法（圧入・引抜工法）	94.2	㎡			
浄化槽解体		13.8	m3			
旧浄化槽解体		3.3	m3			
埋戻し(A種)	- 山砂の類	32.6	m3			
＜ｵｲﾙﾀﾝｸ解体＞						
鋼矢板山留め壁	低振動工法（圧入・引抜工法）	55	㎡			
ｵｲﾙﾀﾝｸ基礎解体		6.2	m3			
埋戻し(A種)	- 山砂の類	22.5	m3			
計						

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機器搬出費		1	式			別紙 00-0005
撤去費		1	式			別紙 00-0006
計						

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機械設備撤去	空調換気機器、衛生器具、給湯設備 消火設備機器、屋外配管、桝類 配管切断ﾌﾟﾗｸﾞ止め等、積み込み共	1	式			別紙 00-0007
計						

解体	発生材処分					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0008
発生材処分費	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0009
計						

解体		構内整備				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
場内整地転圧	石垣養生購入土敷き均し共	296	㎡			
進入防護柵	切丸太杉杭　H=2.0m@1.8m 末口60φ ﾄﾗﾛｰﾌﾟ　3段張り共	136	m			
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　　28mm	4	m			
ﾎﾟｰﾙ基礎	H550　φ400	1	式			
金属製 可とう電線管	ﾋﾞﾆﾙ被覆有･防水	1	式			別紙 00-0010
ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ	22mm2	30	m			
引込ﾎﾟｰﾙ	6.3m	1	本			
取り外し再取付		1	式			別紙 00-0011
計						

解体	直接仮設					
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700　布枠500+240 掛払い手間 22m未満 -　-	1,504	㎡			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700　布枠500+240 供用120日賃料 修理費含む 22m未満 -　-	1,243	㎡			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700　布枠500+240 供用60日賃料 修理費含む 22m未満 -　-	261	㎡			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700　布枠500+240 基本料 修理費含む 22m未満 -　-	1,504	㎡			
仮設材運搬 (枠組本足場) (手すり先行方式)	建枠幅900(二枚布)	1,504	㎡			
単管一本足場	掛払い手間 15～20m未満 -	261	㎡			
単管一本足場	供用120日賃料 修理費含む 20m未満	261	㎡			
単管一本足場	基本料 修理費含む 15～20m未満 -	261	㎡			
仮設材運搬 (単管一本足場)		261	㎡			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 掛払い手間 -	86	m			
安全手すり	枠組本足場用 供用120日賃料 修理費含む -	70.5	m			
安全手すり	枠組本足場用 供用60日賃料 修理費含む -	15.5	m			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 基本料 修理費含む -	86	m			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	86	m			
計						

解体		直接仮設				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
内部足場		1	式			別紙 00-0002
内部仕上足場	掛払い手間 脚立足場 階高4.0m以下　　－	1,672	㎡			
内部仕上足場	供用30日賃料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下	1,672	㎡			
内部仕上足場	基本料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下　　転用数 3	1,672	㎡			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	4階建	1,672	㎡			
内部階段仕上足場	掛払い手間	17.4	㎡			
内部階段仕上足場	供用30日賃料 修理費含む	17.4	㎡			
内部階段仕上足場	基本料 修理費含む	17.4	㎡			
仮設材運搬 (内部階段 仕上足場)		17.4	㎡			
計						
垂直養生		1	式			別紙 00-0003
防音ｼｰﾄ張り	掛払い手間　　－ －	1,765	㎡			
防音ｼｰﾄ張り	供用120日賃料 修理費含む　－ －	1,504	㎡			
防音ｼｰﾄ張り	供用60日賃料 修理費含む　－ －	261	㎡			
防音ｼｰﾄ張り	基本料 修理費含む　　－ －	1,765	㎡			
仮設材運搬 (ｼｰﾄ･ﾈｯﾄ類)		1,765	㎡			
計						

解体	外構その他解体					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ﾌｪﾝｽ撤去	門扉共 集積共	1	式			別紙 00-0004
ﾌｪﾝｽ撤去	H9000 基礎共 集積共	12.1				
ﾌｪﾝｽ撤去	H1800 基礎共 集積共	20.8	m			
ﾌｪﾝｽ撤去	H2000 基礎共 集積共	14	m			
計						

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機器搬出費		1	式			別紙 00-0005
油遮断器OCB	7.2kV400A	1	台			
変圧器	1φ10KVA	1	台			
変圧器	1φ50KVA	1	台			
変圧器	3φ50KVA	1	台			
変圧器	3φ100KVA	1	台			
計						

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
断路器DS　撤去	3P200A	1	台			
油遮断器OCB 撤去	7.2kV400A	1	台			
変流器CT 撤去	20/5A	2	個			
計器用変圧器VT 撤去		2	個			
電圧計 撤去	9000V	1	個			
電流計 撤去	20A	1	個			
電圧計切替ｽｲｯﾁ 撤去		1	個			
電流計切替ｽｲｯﾁ 撤去		1	個			
過電流継電器OCR 撤去		2	台			
高圧ｶｯﾄｱｳﾄPC 撤去	7.2kV30A	11	台			
高圧ｶｯﾄｱｳﾄPC 撤去	7.2kV50A	3	台			
変圧器 撤去	1φ　10kVA	1	台			
変圧器 撤去	1φ　50kVA	1	台			
変圧器 撤去	3φ　50kVA	1	台			
変圧器 撤去	3φ　100kVA	1	台			
ｺﾝﾃﾞﾝｻ 撤去	SC　15kVA	1	台			
ｺﾝﾃﾞﾝｻ 撤去	SC　20kVA	1	台			
電圧計 撤去	300V	3	個			
電流計 撤去	300A	3	個			

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
変流器CT 撤去	300/5A	6	個			
電圧計切替ｽｲｯﾁ 撤去		3	個			
電流計切替ｽｲｯﾁ 撤去		3	個			
ﾌﾞﾚｰｶｰ 撤去	MCCB3P50/50A	1	個			
ﾌﾞﾚｰｶｰ 撤去	MCCB3P100/100A	13	個			
ﾌﾞﾚｰｶｰ 撤去	MCCB3P225/225A	1	個			
ﾌﾚｰﾑﾊﾟｲﾌﾟ 撤去	32A	142	m			
引込柱 撤去	CP12-19-500	1	本			
高圧気中開閉器 SOG　撤去	7.2kV100A	1	台			
電灯盤 撤去	L-1	1	面			
電灯盤 撤去	L-2	1	面			
電灯盤 撤去	L-3	1	面			
電灯盤 撤去	L-4	1	面			
電灯盤 撤去	L-4-1	1	面			
動力盤 撤去	M-1	1	面			
動力盤 撤去	M-2	1	面			
動力盤 撤去	M-3	1	面			
動力盤 撤去	M-4	1	面			
警報盤 撤去	7L	1	面			

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
接地端子盤 撤去		1	面			
開閉器盤 撤去	3P60Ax1,3P30Ax2	1	面			
手元開閉器 撤去	2P15A	1	個			
手元開閉器 撤去	3P100A	1	個			
動力盤 撤去	汚水ﾎﾟﾝﾌﾟ操作盤	1	面			
押釦ｽｲｯﾁ 撤去		2	個			
発電機 撤去	20KVA	1	台			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 30W ×1 再使用しない	5	個			
蛍光灯器具 撤去	埋込形　FL 20W ×2 再使用しない	2	個			
蛍光灯器具 撤去	埋込形　FL 40W ×2 再使用しない	40	個			
蛍光灯器具 撤去	埋込形　FL 40W ×1 再使用しない	26	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×2 再使用しない	3	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 40W ×2 再使用しない	29	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×1 再使用しない	8	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×2 再使用しない	1	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 40W ×1 再使用しない	10	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×2 再使用しない	13	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 40W ×2 再使用しない	18	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×1 再使用しない	1	個			

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
蛍光灯器具 撤去	つり下げ形 FL 40W ×2 再使用しない	2	個			
蛍光灯器具 撤去	つり下げ形 FL 40W ×1 再使用しない	11	個			
蛍光灯器具 撤去	つり下げ形 FL 30W ×2 再使用しない	2	個			
蛍光灯器具 撤去	埋込形　FL 20W ×5 再使用しない	4	個			
蛍光灯器具 撤去	埋込形　FL 20W ×6 再使用しない	8	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 40W ×1 再使用しない	6	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×1 再使用しない	4	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 10W ×1 再使用しない	7	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 20W ×1 再使用しない	5	個			
白熱灯器具 撤去	埋込灯　再使用しない	32	個			
白熱灯器具 撤去	埋込灯　再使用しない	10	個			
白熱灯器具 撤去	埋込灯　再使用しない	31	個			
白熱灯器具 撤去	ﾊﾟｲﾌﾟﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄ 再使用しない	16	個			
白熱灯器具 撤去	ﾊﾟｲﾌﾟﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄ 再使用しない	8	個			
白熱灯器具 撤去	ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ　再使用しない	1	個			
白熱灯器具 撤去	ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ　再使用しない	1	個			
白熱灯器具 撤去	ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ　再使用しない	17	個			
白熱灯器具 撤去	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ　再使用しない	1	個			
白熱灯器具 撤去	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ　再使用しない	8	個			

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
白熱灯器具 撤去	ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ　再使用しない	9	個			
白熱灯器具 撤去	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ　再使用しない	8	個			
白熱灯器具 撤去	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ　再使用しない	1	個			
HID灯器具 (ﾎﾟｰﾙﾗｲﾄ)撤去	200W 再使用しない	4	灯			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 10W　×1 再使用しない	16	個			
蛍光灯器具 撤去	露出形　FL 10W　×1 再使用しない	20	個			
端子盤 撤去	1F端子盤　40P	1	面			
端子盤 撤去	2F端子盤　10P	1	面			
電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ 撤去	壁付	9	個			
電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ 撤去	壁付　公衆電話用	1	個			
ｱﾝﾌﾟ 撤去	卓上型　30W+30W	1	台			
非常用電源装置 撤去	鉛蓄電池24V30AH	1	台			
ｽﾋﾟｰｶｰ 撤去	天井埋込型	28	個			
ｽﾋﾟｰｶｰ 撤去	壁掛型	6	個			
ｱｯﾃﾈｰﾀｰ 撤去		18	個			
直列ﾕﾆｯﾄ撤去	中間 再使用しない	7	個			
直列ﾕﾆｯﾄ撤去	端末 再使用しない	2	個			
分配器 撤去	4分配器	2	個			
ｲﾝﾀｰﾎﾝ親機 撤去	1局用	1	個			

解体	設備撤去			電気設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去費		1	式			別紙 00-0006
玄関子機 撤去		1	個			
受信機 撤去	P-1-10L	1	面			
総合盤 撤去		4	台			
感知器 撤去	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器　1種	8	個			
感知器 撤去	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器　2種	59	個			
感知器 撤去	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型煙感知器　2種	10	個			
差動用試験器 撤去	1ヶ用	1	個			
消火栓起動ﾘﾚｰ函 撤去		1	個			
火災警報ﾍﾞﾙ 撤去		2	個			
突針 撤去	支持管共	1	組			
試験端子函 撤去		1	台			
引込ﾎﾟｰﾙ 撤去		1	本			
計						

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機械設備撤去	空調換気機器、衛生器具、給湯設備 消火設備機器、屋外配管、桝類 配管切断ﾌﾟﾗｸﾞ止め等、積み込み共	1	式			別紙 00-0007
CT-1 冷却塔 撤去	FRP製 1,040L/min 2.2kW	1	基			
RB-1 温水ﾎﾞｲﾗｰ 撤去	油炊き 270,000kcal/h	1	基			
CRP-1 冷却水ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	渦巻型 5.5kW	1	台			
HP-1 温水ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	ﾗｲﾝ型 2.2kW	1	台			
HP-2 加湿ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	0.4kW	1	台			
OP-1 ｵｲﾙﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	0.4kW	1	台			
OST-1 ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ 撤去	200L 架台共	1	基			
OT-1 ｵｲﾙﾀﾝｸ 撤去	地下式 1,800L	1	基			
EXT-1 膨張ﾀﾝｸ 撤去	SUS製 200L	1	基			
FT-1 消火充水槽 撤去	SUS製 200L	1	基			
AHU-1 水冷式空気調和機 撤去	冷房能力:21,800kcal/h 暖房能力:18,200kcal/h 風量:4,080CMH	1	台			
AHU-2 水冷式空気調和機 撤去	冷房能力:80.0kW 暖房能力:93.7kW 風量:8,100CMH	1	台			
AHU-3 水冷式空気調和機 撤去	冷房能力:50.0kW 暖房能力:60.5kW 風量:8,100CMH	1	台			
AHU-4 水冷式空気調和機 撤去	冷房能力:16.0kW 暖房能力:19.1kW 風量:2,520CMH	1	台			
AHU-5 水冷式空気調和機 撤去	冷房能力:63.0kW 暖房能力:79.0kW 風量:9,900CMH	1	台			
PAC-1 ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ 撤去	床置形 冷房能力:16.0kW 暖房能力:18.0kW	1	組			
EF-1 壁付換気扇 撤去	φ200	1	台			
EF-2 天井換気扇 撤去	φ140	1	台			
EF-3 天井換気扇 撤去	φ100	1	台			

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機械設備撤去	空調換気機器、衛生器具、給湯設備 消火設備機器、屋外配管、桝類 配管切断ﾌﾟﾗｸﾞ止め等、積み込み共	1	式			別紙 00-0007
EF-4 排気ﾌｧﾝ 撤去	ｼﾛｯｺ形 500CMH 0.2kW	2	台			
EF-5 排気ﾌｧﾝ 撤去	ｼﾛｯｺ形 500CMH 0.2kW	3	台			
EF-6 排気ﾌｧﾝ 撤去	ｼﾛｯｺ形 2,340CMH 0.75kW	1	台			
OF-1 給気ﾌｧﾝ 撤去	ｼﾛｯｺ形 2,100CMH 0.75kW	1	台			
大便器撤去	ﾀﾝｸ式　　再使用しない	8	組			
和風便器撤去	洗浄弁式 再使用しない	2	組			
小便器撤去	洗浄弁式床置小便器 再使用しない	6	組			
腰掛便器用手すり 撤去	再使用しない	7	個			
跳ね上げ手すり 撤去	再使用しない	1	個			
小便器用手すり 撤去	再使用しない	5	個			
背もたれ	再使用しない	1	個			
洗面器撤去	水栓1個、水栓2個 再使用しない	10	組			
手洗器撤去	再使用しない	5	組			
掃除流し撤去	ﾊﾞｯｸ付き掃除流し 再使用しない	3	組			
鏡撤去	再使用しない	14	枚			
ｼｬﾜｰｾｯﾄ撤去	固定式ｼｬﾜｰ、湯水混合栓 吐水口 再使用しない	4	組			
WT-1 ﾎﾟﾝﾌﾟ室付受水槽 撤去	FRP製 10m3	1	基			
HT-1 高架水槽 撤去	FRP製 2.0x2.0x2.0H 鋼製架台共	1	基			
WP-1 揚水ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	2.2kW	2	台			

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機械設備撤去	空調換気機器、衛生器具、給湯設備 消火設備機器、屋外配管、桝類 配管切断ﾌﾗｸﾞ止め等、積み込み共	1	式			別紙 00-0007
DP-1 排水ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 0.4kW	2	台			
FP-1 屋内消火栓ﾎﾟﾝﾌﾟ 撤去	7.5kW ﾕﾆｯﾄ形 呼水槽、制御盤共	1	台			
FB-1 屋内消火栓箱 撤去	埋込	5	組			
GW-1 瞬間湯沸し器 撤去	元止式 壁掛形 5号	2	台			
EW-1 電気温水器 撤去	100L	1	台			
HB-1 給湯ﾎﾞｲﾗｰ 撤去	鋼製 85,000kcal/h	2	基			
RK-1 ろ過機 撤去	ﾎﾟﾝﾌﾟ、制御盤一体型	1	基			
浄化槽　撤去		1	基			
給水・塩ﾋﾞ ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VD) 撤去	ねじ接合　　地中配管 20A	5	m			
給水・塩ﾋﾞ ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VD) 撤去	ねじ接合　　地中配管 40A	51	m			
給水・塩ﾋﾞ ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VD) 撤去	ねじ接合　　地中配管 50A	10	m			
ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ・消火・ 排水ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ 被覆鋼管 撤去	地中配管　50A	17	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP) 撤去	地中　100A	23	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP) 撤去	地中　125A	24	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP) 撤去	地中　150A	38	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP) 撤去	地中　200A	16	m			
溜桝　撤去	450×450	4	組			
溜桝　撤去	600×600	3	組			
汚水桝　撤去	450×450	5	組			

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機械設備撤去	空調換気機器、衛生器具、給湯設備 消火設備機器、屋外配管、桝類 配管切断ﾌﾟﾗｸﾞ止め等、積み込み共	1	式			別紙 00-0007
汚水桝　撤去	600×600	2	組			
機器搬出費		1	式			別紙 00-0007/00-001
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0007/00-002
既設配管切断費		1	式			別紙 00-0007/00-003
冷媒ﾌﾛﾝ回収費	破壊処理含む	1	式			別紙 00-0007/00-004
計						

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機器搬出費		1	式			別紙 00-0007/00-001
RB-1 温水ﾎﾞｲﾗｰ 搬出費		1	基			
OP-1 ｵｲﾙﾎﾟﾝﾌﾟ 搬出費		1	台			
OST-1 ｵｲﾙｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ 搬出費		1	基			
AHU-1 空気調和機 搬出費		1	台			
AHU-2 空気調和機 搬出費		1	台			
AHU-3 空気調和機 搬出費		1	台			
AHU-4 空気調和機 搬出費		1	台			
AHU-5 空気調和機 搬出費		1	台			
PAC-1 ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ 搬出費		1	組			
HB-1 給湯ﾎﾞｲﾗｰ 搬出費		2	基			
RK-1 ろ過機 搬出費		1	基			
計						
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0007/00-002
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	37.6	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	37.6	m3			
計						

解体	設備撤去			機械設備撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
既設配管切断費		1	式			別紙 00-0007/00-003
ｷｬｯﾌﾟ止め	200A 保温無	1	か所			
ﾌﾟﾗｸﾞ止め	40A 保温無	1	か所			
既設側溝ﾓﾙﾀﾙ穴埋め	150A 保温無	1	か所			
計						
冷媒ﾌﾛﾝ回収費	破壊処理含む	1	式			別紙 00-0007/00-004
PAC-1 ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ ﾌﾛﾝ回収費	冷房能力:16.0kW 暖房能力:18.0kW	1	台			
計						

解体		発生材処分				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0008
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類　　機械	1,160	m3			
発生材積込み	ｱｽﾌｧﾙﾄ類　　機械	133	m3			
発生材積込み	木材類　　機械	45.3	m3			
発生材積込み	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類　機械	15	m3			
発生材積込み	陶磁器・ｶﾞﾗｽくず類　機械	7	m3			
発生材積込み	金属くず　機械	57.6	m3			
石綿含有材 積込み	ﾎﾞｰﾄﾞ類　人力	4.1	m3			
石綿含有材 積込み	廃プラ類　人力	13.8	m3			
石綿含有材 積込み	断熱材　人力	4.4	m3			
石綿含有材 積込み		1.4	m3			
発生材積込み （水銀使用製品）	蛍光管類	2.2	m3			
発生材運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	1,160	m3			
発生材運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	133	m3			
発生材運搬	木材類	45.3	m3			
発生材運搬	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	15	m3			
発生材運搬	陶磁器・ｶﾞﾗｽくず類	7	m3			
発生材運搬	金属くず	57.6	m3			
発生材運搬 （石綿含有材）	ﾎﾞｰﾄﾞ類	4.1	m3			
発生材運搬 （石綿含有材）	廃プラ類	13.8	m3			

解体		発生材処分				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0008
発生材運搬 （石綿含有材）	断熱材	4.4	m3			
発生材運搬 （石綿含有材）	ｶﾞﾗｽくず及び陶磁器くず （石綿含有）	1.4	m3			
発生材運搬 （水銀使用製品）	蛍光管類	2.2	m3			
発生材運搬	ｽｸﾗｯﾌﾟ控除 積込み共	1	式			
計						

解体		発生材処分				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
発生材処分費	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0009
発生材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ・ﾓﾙﾀﾙ類	1,160	m3			
発生材処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ類	133	m3			
発生材処分	木材類	45.3	m3			
発生材処分	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	16.5	t			
発生材処分	陶磁器・ｶﾞﾗｽくず類	16.8	t			
発生材処分	金属くず	18.8	t			
発生材処分	ﾎﾞｰﾄﾞ類（石綿含有）	3.3	t			
発生材処分	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類（石綿含有）	15.2	t			
発生材処分	断熱材（石綿含有）	4.4	m3			
発生材処分	蛍光管類　水銀使用製品	1	式			
発生材処分	ｶﾞﾗｽくず及び陶磁器くず（石綿含有）	1.4	m3			
ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	鉄くず　H3	106	t			
ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	ｱﾙﾐ　込みｶﾞﾗ	2.3	t			
計						

解体		構内整備				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
金属製 可とう電線管	ﾋﾞﾆﾙ被覆有･防水	1	式			別紙 00-0010
金属製可とう電線管(電動機等接続)	30㎜ ﾋﾞﾆﾙ被覆有･防水	2	か所			
計						
取り外し再取付		1	式			別紙 00-0011
HIVE28 取り外し再取付		10	m			
可とう電線管F30 取り外し再取付		2	m			
DV3.2-2C 取り外し再取付		30	m			
DV14-3C 取り外し再取付		30	m			
CVD14 取り外し再取付		16	m			
CVT14 取り外し再取付		16	m			
引込盤 取り外し再取付	電力会社申請費共	1	面			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
仮囲鉄板		1	式			別紙 00-0012
ｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ	W6000×H1800 供用180日賃料 損料・運搬費共	2	か所			
ﾁｭｰﾌﾞ保安灯		119	m			
仮設鉄板敷	石積養生含む	1	式			別紙 00-0013
ｺﾞﾑﾏｯﾄ	2,000×1,000　t 20　60枚 供用180日賃料 石積養生用ﾏｯﾄ分共	1	式			
石垣押さえ養生	設置、撤去共	1	式			別紙 00-0014
交通誘導員B		110	日			
仮設駐車場		1	式			別紙 00-0015
隣地養生	灯篭、地蔵	1	式			
騒音振動測定器 (ﾃﾞｰﾀ収録可能)	5ヶ月	1	台			
ｱｽﾍﾞｽﾄ粉塵濃度測定費	作業前、作業中、作業後 放流水分析共	1	式			
借地料	180日賃料（公園占用）	1	式			
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転 (油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型)	16t吊り　ｵﾍﾟﾚｰﾀ付き 賃料 標準	8	日			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
仮囲鉄板		1	式			別紙 00-0012
仮囲い	設置費　　仮囲鉄板 H=2.0m －　　－	151	m			
仮囲い	基本料 修理費含む　　仮囲鉄板 H=2.0m t=1.2mm w=500 －	151	m			
仮囲い	H=2000　共用180日損料	151	m			
仮囲い	撤去費　　仮囲鉄板 H=2.0m －　　－	151	m			
仮囲い運搬	H=2.0m	151	m			
計						
仮設鉄板敷	石積養生含む	1	式			別紙 00-0013
仮設鉄板敷	設置費　　敷鉄板 1524×6096×22mm －	337	㎡			
仮設鉄板敷	整備費　　敷鉄板 1524×6096×22mm －	337	㎡			
仮設鉄板敷	撤去費　　敷鉄板 1524×6096×22mm －	337	㎡			
仮設鉄板敷き	供用180日賃料 敷鉄板 1524×6096×22mm 6ヵ月以下	337	㎡			
仮設敷鉄板運搬		337	㎡			
計						
石垣押さえ養生	設置、撤去共	1	式			別紙 00-0014
大型土のう工	作業区分＝製作・設置 袋詰土区分＝購入土 設置作業範囲＝6m以下	80	か所			
大型土のう工	作業区分＝作業 設置作業範囲＝6m以下	80	か所			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
仮設駐車場		1	式			別紙 00-0015
ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ	取外し再取付　門扉共 撤去新設　支柱3本　門柱2本	1	式			
仮囲い	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ　ﾛｰﾌﾟｽﾃｨｯｸ 出入口ﾁｪｰﾝ共	1	式			
車止めﾌﾞﾛｯｸ	600×190　10箇所 解体工事完了後撤去	1	式			
計						

特　記　仕　様　書

【積算基準適用に関する事項】
　本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。
・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日　国営積第18号）
・公共建築工事共通費積算基準（令和6年3月25日　国営積第11号）
・共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）は、7か月とする。

【週休２日モデル工事に関する事項】
　本工事は、週休２日モデル工事（発注者指定型）試行案件であり、週休２日モデル工事に係る経費の補正をしている。
　実施にあたっては、「発注者指定型週休２日モデル工事に係る特記仕様書（公共建築工事編）」に基づき行うものとする。
　（津市ＨＰ「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休２日モデル工事の試行について」を参照）

【部分下請負通知書に関する事項】
　受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に速やかに提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写しを添付すること。

【現場の管理に関する事項】
　受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。
　なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。
　（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和６年７月制定）第１編　共通編」を参照）

【安全対策に関する事項】
　受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
　工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
　なお、工事の施工中は出入口等に、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】
　本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【前払い金に関する事項】
　請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事実績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第５８条第３項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者及び「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は２部とする。

【木材の調達の目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない

場合は県産材（注2）を使用するものとする。
　なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。
注1　「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。
　　また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。
注2　「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【設計変更に関する事項】
　設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成３１年３月）を参考とする。
　（津市ＨＰ「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】
　建設発生土の搬出はありません。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。 １　受注者等の義務 ⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 ⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 ⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 ⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 ２　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記１の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 ３　契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 １　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 ２　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 ３　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 ４　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第２２号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 １　受注者等の責務 ⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 ⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 ⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 ⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 ⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 ⑹　受注者等は、条例第７条第１項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 ２　公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 ⑴　条例第７条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ⑵　条例第８条第１項の規定による命令に従わないとき。 ⑶　条例第８条第２項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑸　特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 １　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 ２　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 ３　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 ４　労働者が条例第９条第１項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 ５　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 ６　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 ７　市長等が行う施策に協力すること。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1　趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2　発注者及び受注者の責務

⑴　工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。

⑵　上記⑴以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3　定義

⑴　「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。

⑵　「不当要求行為等」とは、

ア　正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為

イ　暴力行為、脅迫行為

ウ　正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

エ　粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

オ　下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為

カ　アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

⑶　「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4　工事説明の進め方

⑴　発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。

⑵　受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。

⑶　受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。

⑷　受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。

⑸　工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。

⑹　受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5　不当要求行為等

⑴　受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成１８年１月１日規則第６号）第４条第１項第２号に規定する部次長、同条第２号の２項に規定する局次長、同条第２項に規定する所長及び同条第５項第２号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。

⑵　受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。

⑶　受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

１．この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
　「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
　ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
　なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

「月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

１　月２回土日完全週休２日制工事（以下「週休２日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※１として、現場閉所日※２を原則、すべての日曜日と「第２、４週」、「第１、３週」などあらかじめ決めた月２回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

※１　対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

・準備期間
・後片付け期間
・夏季休暇（３日間）
・年末年始休暇（６日間）
・工場製作のみの期間
・工事事故等による不稼働期間
・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※２　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

２　通期の週休２日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が４週８休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

３　受注者は、契約後１０日以内に土曜日を閉所する週を様式１にて監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

４　一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休２日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。

５　受注者は、月１回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。

6　当初積算における週休２日に関する経費は、通期の週休２日の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領に規定する補正係数をいう。）を計上するものとする。

7　工事の精算にあたり、通期の週休２日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

8　算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

9　「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】Ａ３横サイズ(297×420ｍｍ)

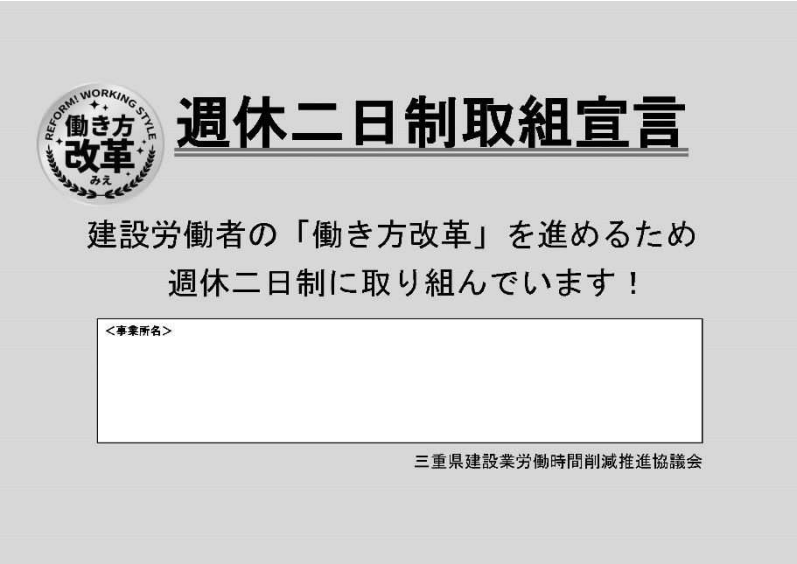

【入手方法】

・ＨＰからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※３　建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和６年（２０２４年）４月１日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

様式１

月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）

月２回土日完全週休２日の指定について

月２回、土曜日に現場閉所する週を
□「第１、３週」
□「第２、４週」
□「第＿＿、＿＿週」
※いずれかに✔をする。
とします。

令和　　年　　月　　日

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※指定土日を現場閉所し、かつ、通期の週休２日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※通期の週休２日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。